

会社法第 791 条及び第 801 条に定める  
事後開示書類

(吸収分割会社)

石塚硝子株式会社

(吸収分割承継会社)

石塚王子ペーパーパッケージング株式会社

## 会社分割に係る事後開示書類

石塚硝子株式会社（以下、「分割会社」という。）と石塚王子ペーパーパッケージング株式会社（2020年9月23日をもって「紙容器事業分割準備株式会社」より商号変更。以下、「承継会社」という。）は、2020年6月30日付で締結した吸収分割契約に基づき、分割会社とその紙容器関連事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を実施いたしました。会社法の定めにより開示すべき事項は、下記のとおりであります。

なお、本件分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割となります。

### 1. 本件分割が効力を生じた日

2020年9月21日

### 2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による 手続の経過

#### (1) 反対株主の差止請求について（会社法第784条の2）

本件分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

#### (2) 反対株主株式買取請求手続について（会社法第785条）

本件分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

#### (3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

本件分割に際して、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、本手続について該当事項はありません。

#### (4) 債権者異議手続について（会社法第789条）

分割会社は、承継会社への債務の承継を重畳的債務引受の方法により行っているため、当該手続は行っておりません。

### 3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

#### (1) 反対株主の差止請求について（会社法第796条の2）

会社法第796条の2に基づき、承継会社に対して本件分割の差止を請求した株主はおりませんでした。

#### (2) 株式買取請求手続について（会社法第797条）

本件分割は、承継会社の唯一の株主である分割会社の同意をもって、承継会社の株主総会の承認決議を経ており、反対株主は存在しないため、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2020 年 8 月 18 日、本件分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう官報公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、吸収分割契約に基づき、分割会社の紙容器関連事業に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：2,022 百万円

承継負債の額： 4 百万円

5. 本件分割に係る変更の登記をした日

本件分割に係る変更登記は、2020 年 10 月 1 日に申請する予定です。

6. 前各項に掲げるもののほか、本件分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社法第 791 条及び第 801 条に定める事後開示書類は、以上のとおりであります。

2020 年 9 月 28 日

愛知県岩倉市川井町 1880 番地  
石塚硝子株式会社  
代表取締役 社長執行役員 石塚 久継

兵庫県神崎郡福崎町西治 498 番地  
石塚王子ペーパーパッケージング株式会社  
代表取締役社長 田村 亮一